中小企業信用係	R険法第2条第5項第	2号イの規定による認	定申請書(②)
府中町長	. 殿	令和	和 年 月 日
	申請者 住 所		
	氏 名	(名称及754	
行ったことに伴い、金	融取引の正常化を図る	月 日から ため、当該金融機関から へ企業信用保険法第2条	(注)を の借入金の返済を含め
に基づき認定されるよ	うお願いします。	· 正耒信用休陕伝弟 2 朱 記	· 第 3 與第 2 亏 7 仍
1 金融機関からの総	浩告入金残高のうち	からのf 	借入金残高の割合 <u>%(A/B)</u>
A <u></u> 年 月	且の	からの借入金残?	高 円
B <u>年</u> 月	日の金融機関から	の総借入金残高	<u>円</u>
(注)には (留意事項) ① 本認定とは別に 金融		業活動の制限の内容に応じ、「会 る金融上の審査があります	

② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

府自発第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 広島県安芸郡府中町長 寺 尾 光 司